

【別表3】 介護等の業務に従事する者

※なお、別表3中「主として」、「主たる」とあるのは要援護者に対する直接的な援助が当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを指す。

受験資格 コード番号	区 分
	次の介護職員の介護等 (身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと) の業務に従事する者
402-101	1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する 障害者支援施設 の従業者のうち、その 主たる業務が介護等の業務 であるもの
402-102	2. 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に規定する 救護施設及び更生施設 の職員のうち、その 主たる業務が介護等の業務 であるもの
402-103	3. 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)に規定する 老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、老人短期入所事業を行う施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム の職員のうち、その 主たる業務が介護等の業務 であるもの
402-104	4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する 居宅介護、同行援護、行動援護及び重度訪問介護の従業者並びに老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業の訪問介護員
402-105	5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する 障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、共同生活援助(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)第 207 条に規定する指定共同生活援助に限る。)、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所を行うものに限る。) を行う 事業所並びに地域活動支援センター の職員のうち、その 主たる業務が介護等の業務 であるもの
402-106	6. 老人福祉法に規定する 軽費老人ホーム及び有料老人ホーム 並びに介護保険法に規定する 介護老人保健施設その他の施設 であって、入所者のうち身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その 主たる業務が介護等の業務 であるもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「その他の施設」とは、介護福祉士の受験資格の実務経験を定めた「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 30 号)の 2 の (3) のとおりであること。</p> </div>
402-107	7. 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する 病院又は診療所 において看護の補助の業務に従事する者のうち、その 主たる業務が介護等の業務 であるもの <p>[・空床時にベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみを行っている者を除く。]</p>
402-108	8. 介護等の便宜を供与する事業を行う者 において、 主として介護等の業務に従事するもの 事業として継続、反復している事業者 ¹ に雇用され又は指揮命令を受けながら従事した者 ² であって、 次の業務に従事している者 であること。

	<p>ア. 市場機構を通じて在宅サービス等を提供しているいわゆる民間事業者において主として介護等の業務に従事する者</p> <p>イ. 市区町村社会福祉協議会で実施している入浴サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</p> <p>ウ. 生活協同組合、農業協同組合で実施している在宅サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</p> <p>エ. 法令等に基づかない市町村単独事業で介護等の業務を行っているもの</p> <p>オ. 平成9年9月末までの特例措置として特例許可老人病棟において活動していた家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>カ. ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者(団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を実務経験証明書に添付すること。)</p>
402-109	9. 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)附則第4項に掲げる 家政婦 のうち、その 主たる業務が介護等の業務 であるもの
402-110	10. 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された 労災特別介護施設 の 介護職員
402-111	11. 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「 重症心身障害児(者)通園事業 」において 利用者の療育に直接従事した職員 (施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)
402-112	12. 児童福祉法第6条の2第2項に基づく 児童発達支援を行う事業所 のうち、主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を通わせる 児童発達支援事業所 において 利用者の療育に直接従事する職員 (施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)
402-113	13. 「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記9に基づく「 移動支援事業 」を行っている者、別記11に基づく「 任意事業 」の「 訪問入浴サービス 」を行っている職員、「任意事業」の「 日中一時支援 」を行っている職員のうち、その 主たる業務が介護等の業務 であるもの
402-114	14. 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく 地域福祉センターの職員 のうち、その 主たる業務が介護等の業務 であるもの
402-115	15. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる 福祉型障害児入所施設 及び、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる 医療型障害児入所施設 の 入所者の保護に直接従事する職員 のうち、その 主たる業務が介護等の業務 であるもの
402-116	<p>16. ハンセン病療養所における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>ア. 国立ハンセン病療養所にあつては介護員とすること。</p> <p>イ. ア以外のハンセン病療養所にあつては、主たる業務が介護等の業務である者とすること。</p>

402-117	<p>17. 児童福祉法第 6 条の 2 第 3 項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</p> <p>〔 児童福祉法第 6 条の 2 第 3 項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の保育士をいう。〕</p>
402-118	<p>18. 指定訪問入浴介護(指定居宅サービスに該当する法第 8 条第 3 項に規定する訪問入浴介護をいう。)又は指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービスに該当する法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。)の介護職員</p>
402-119	<p>19. 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する法第 8 条第 18 項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)の介護従業者</p>
402-120	<p>20. 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する法第 8 条第 19 項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する法第 8 条の 2 第 17 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)の介護従業者</p>
402-121	<p>21. 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する法第 8 条第 8 項に規定する通所リハビリテーションをいう。)又は指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。)の介護職員</p>